

建築基準法（以下「法」という。）第74条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定の変更について、同条第2項の規定により準用される第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第74条第2項の規定に基づき準用される第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部指導課において一般の縦覧に供します。

平成16年3月31日

京都市長 梶本頼兼

1 申請者の住所及び氏名

京都市西京区大枝北沓掛町3丁目300番地12

工藤勝弘

2 建築協定の名称

京都市西京区西桂坂第3地区建築協定

3 建築協定区域

京都市西京区大枝北沓掛町3丁目300番地5から300番地23まで

4 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠及びその他の事項

5 建築協定の期間

10年間

6 認可年月日及び番号

平成16年3月19日第2号

(都市計画局建築指導部指導課)